

千葉県告示第977号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第1項の規定により、次の事業者を指定障害児通所支援事業者として指定したので、児童福祉法第21条の5の25第1号の規定により告示します。

令和5年11月30日

千葉市長 神谷 俊一

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	指定通所支援の種類
稲毛駅前重症心身障害児支援事業所 千葉県稲毛区小仲台 6-5-11	株式会社在宅支援総合ケアサービス 千葉県稲毛区稲毛東2丁目14番12号 代表取締役 依田 和孝	令和5年 12月1日	1250102421	保育所等訪問支援・居宅訪問型児童発達支援